夏詣・ロゴタイプ マニュアル
LOGOTYPE MANUAL

商業域利用

ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会

〒107-0062　東京都港区南青山 1-8-7　　Tel：03-3401-4505

■基本バージョン

ロゴデータに手を加えることを禁止いたします

■夏詣公式ロゴ商業域利用のルール

1：使用許可について
夏詣公式ロゴを商業域にて利用する場合は事前に「ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会」への申請と許可を受ける必要があります。
商業域とは「商品の販売、イベントなど収益事業を目的として行う行為」とします。
詳細は別紙「夏詣公式ロゴの仕様に関する要綱」を参照ください。
2：ロゴのデザインについて
ロゴのデザインは原則変更することはできません。
その他、規定内容は別紙の通り致します。
3：使用料
使用にあたってはロゴの使用料が発生致します。
申請にあたっては、以下のいずれかを選択することができます。
申請タイプＡ：商品又はイベント、1アイテムに対して一括10万円（消費税別）をお支払い頂きます。
許可と同時にご請求申し上げます。
（カラーバリエーションによる違いは、一つの商品とします。）
申請タイプＢ：商品又はイベント数に関わらず売上の2％を6か月毎に集計して頂き報告下さい。
頂いた内容にてご請求申し上げます。
申請は商品ごとに申請してください。
4：申請方法
添付の「夏詣公式ロゴ商業利用許可申し込み申請書」に必要事項を記載の上、送付ください。
送付はｅメールのみで受け付けております。
5：質問
質問はｅ-mailのみで受け付けております。
6：質問＆申請：ｅ-mailアドレス
info@natsumoude.com　ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会　　担当：長根宛

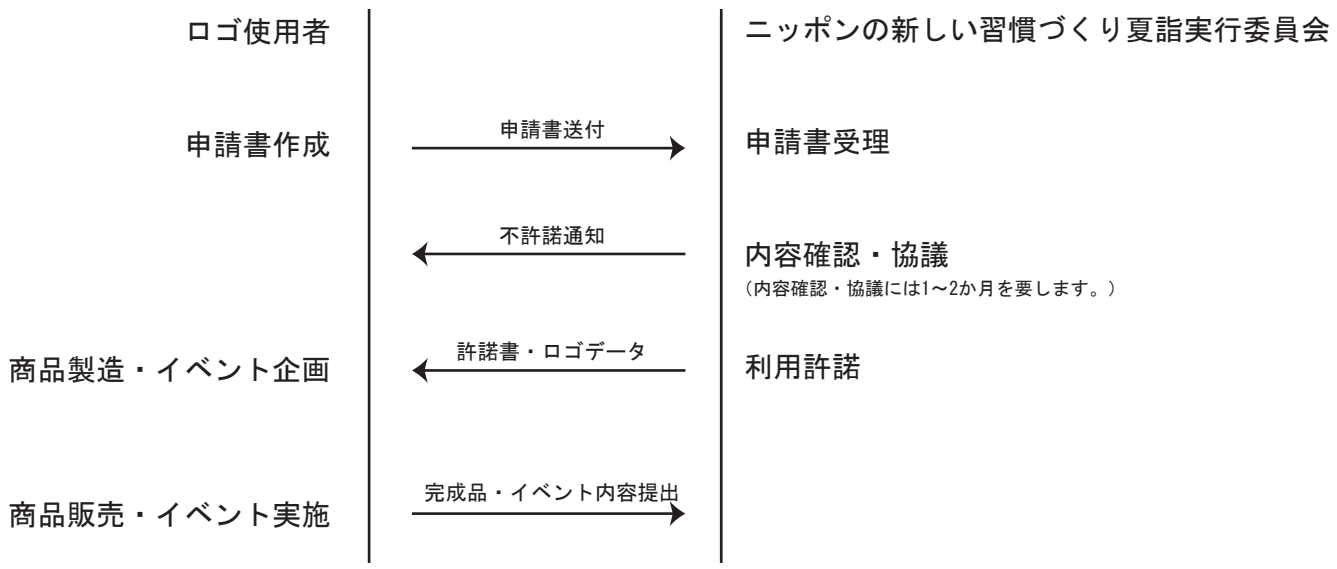

■枠付きについて

■商品やイベントのコンセプトに合わせた枠のデザインは認めますが、基本ロゴを崩すことは禁止とします。
※使用内容はロゴ使用申請に確認させて頂き、大丈夫な場合のみ使用許可書を発行します。

囲み枠のデザインすることは可

■英文字表記

natsumoude

■書体・文字間指定は特にありません

■使用禁止例

下記のような使用は禁止いたします

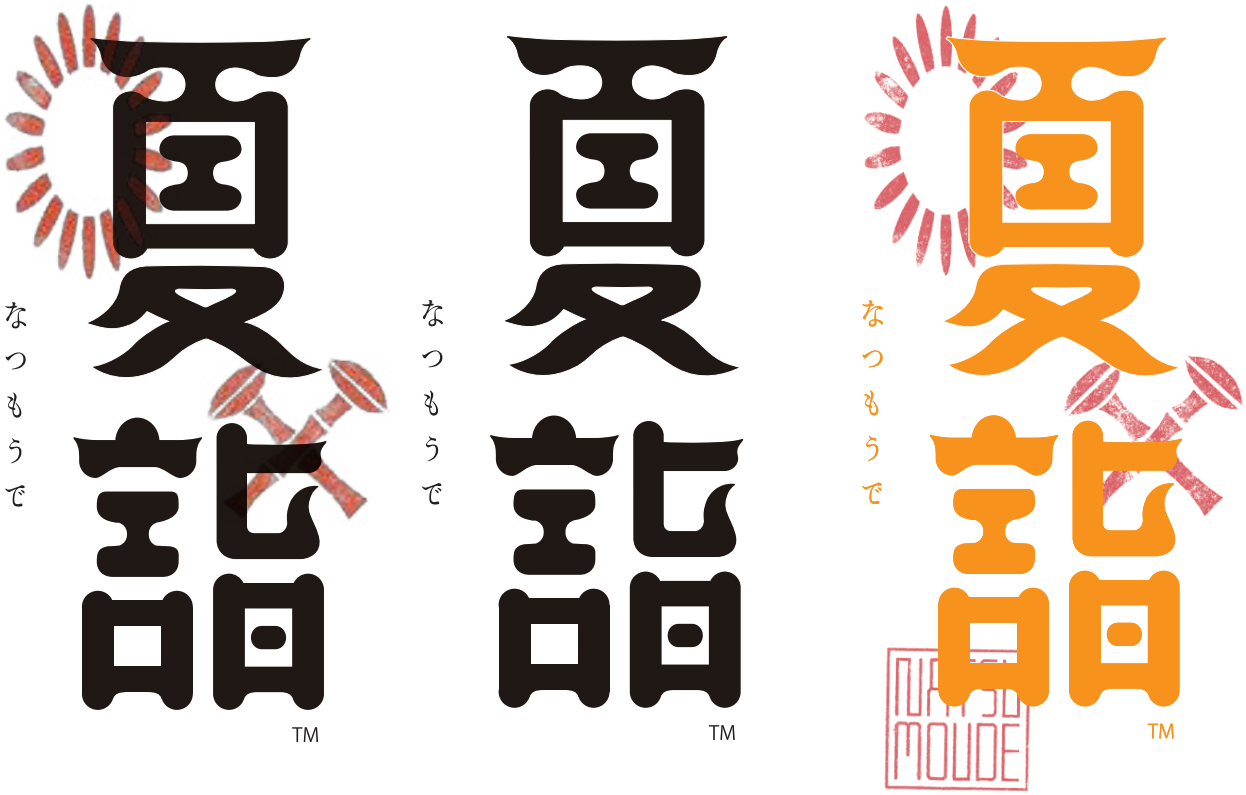

基本ロゴを崩したり色を変えることは禁止

横組みにすることは禁止

どちらか一方の文字の大きさを変えることは禁止

夏詣公式ロゴの使用に関する要綱-商業域

(趣旨)

第1条　この要綱は、「夏詣」の公式ロゴ(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(ロゴのデザイン等)

第2条　ロゴのデザイン、パターン及び色についての規定は別紙に定めるところによる。

(著作権等)

第3条　ロゴに関する著作権は「株式会社10　代表・柿木原政広」に帰属し、使用の許可に係る一切の管理は商標登録者である「有限会社石神事務所」が「ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会」（以下、夏詣実行委員会）にライセンスし利活用活動を共同して行う事とします。

(使用手続)

第4条　ロゴを商業域にて使用しようとする者は、夏詣公式ロゴ使用許可申請書。（以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、夏詣実行委員会に提出し、使用の許可を受けるものとする。

商業域とは「商品の販売、イベントなど収益事業を目的として行う行為」とします。

(申請書の添付資料)

第5条　申請書にはロゴを使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の制限)

第6条　前条の規定に反するとき又は次のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を許可しないものとする。

(1)　ロゴの縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等が変形しているもの。

(2)　公序良俗に反するとき。

(3)　「夏詣」の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。

(4)　その他ロゴの使用が適当でないと認めるとき。

(経費等の負担)

第7条　夏詣実行委員会は、申請者が使用許可の申請に要した費用又は使用者の使用の実施に係る一切の経費を負担しない。

(賠償責任等)

第8条　夏詣実行委員会は、使用者がロゴを利用したことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2　使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、夏詣実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3　使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により夏詣実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用許可の変更)

第9条　公式ロゴの使用許可を受けた者は、許可事項に変更が生じるときは、変更後の見本を添えて提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴを使用する商品等が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用許可の取消)

第10条　夏詣実行委員会は、許可使用者が次のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)　許可使用者がこの要綱又は許可条件に違反したとき。

(2)　申請内容と異なるとき。

2　夏詣実行委員会は、許可使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって許可使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用許可期限)

第11条　使用許可期限は設けないが、ロゴを使用する必要がなくなったときは、その旨を夏詣実行委員会に届け出るものとする。

(使用料)

第12条　ロゴの使用については、有料とし、その内容は別途記載内容とする。

(目的外使用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第13条　許可使用者は、許可を受けた事項以外の目的にロゴを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2　ロゴに関して、使用者は国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

夏詣公式ロゴ使用許可申請書

年　　月　　日

ニッポンの新しい習慣づくり夏詣実行委員会　様

〒
住所

団体等名

代表者指名

夏詣公式ロゴを使用したいので、以下の通り申請します。

名称	商品名またはイベント名（正式に決まっていない場合は仮名称を記入ください。）
内容	使用方法が具体的なわかる内容を記入ください。 （別紙添付仕様がある場合はPDFデータにてお願い致します。）
担当者名 連絡先	担当者名： 電話番号： e-mail：
申請タイプ	以下のいずれかに✓を入れてください。 □申請タイプA 商品又はイベント、1アイテムに対して一括10万円（消費税別）をお支払い頂きます。 許可と同時にご請求申し上げます。 □申請タイプB 商品又はイベント数に関わらず売上の2％を6か月毎に集計して頂き報告下さい。 頂いた内容にてご請求申し上げます。